

## おかえりや 規約

### (名称)

第1条 この会は、 おかえりや と称する。(以下、「会」という)

### (事務局)

第2条 この会の事務局は、会長の住所に置く。

### (目的)

第3条 ・この会は、地域の子どもたちの居場所、高齢者を含む大人が見守りながら自然と話す場所を作ることを目的とする。  
・この会は、身体にいいものをおやつに提供をしたり、子どもたちに創作して作ってもらうことで食に対する興味や想像力を養い、自分の身体を大切にする意識を芽生えさせてもらうことを目的とする。

### (事業)

第4条 この会は、第3条の目的達成のために以下の事業を行う。

- (1) 子どもから高齢者までが居場所となる事業
- (2) 食育に関する事業
- (3) 地域に貢献できるボランティア活動
- (4) 会員相互および協力者の親睦事業
- (5) 福祉向上に関する事業
- (6) 文化伝承に関する事業
- (7) 人材育成
- (8) その他、本会の目的を達成するための事業

### (会員)

第5条 この会は、第3条の目的に賛同する者をもって組織し、正会員と賛助会員で構成する。

- 2 正会員の入会および退会は、役員会の承認を得て行う。
- 3 この会の目的遂行に反する行為をしたとき及び、その他この会の秩序を著しく乱す行為をしたときは、役員会の議決により資格を失う。

### (役員)

第6条 この会に以下の役員を置く。

会長1名 副会長1名 会計1名 事務局1名 監事1名 理事若干名

### (役員を選任)

第7条 この会の役員は、総会において選任する。

(役員の仕事)

- 第8条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
  - 3 会計は、この会の経理を処理する。
  - 4 事務局は、事務を総括する。
  - 5 監事は、会計を監査し、その結果を役員会に報告する。
  - 6 理事は、正会員から選出する。

(役員の仕事)

- 第9条 役員の仕事は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 2 補欠による役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(総会)

- 第10条 この会の総会は、年1回開催する。

(会議)

- 第11条 この会の会議は、総会、役員会とする。
- 2 会議は、すべて会長がこれを召集する。
  - 3 会議の議長は、会長がこれにあたる。
  - 4 総会、役員会は、過半数の出席がなければ議事を開き議決することができない。
  - 5 会議の議事は、出席者の過半数により議決する。
  - 6 総会は、この会の正会員で構成し、役員会は、会長・副会長・事務局・会計をもって構成する。

(会計年度)

- 第12条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年の3月31日に終わる。
- 2 会計報告は、総会の承認を得なければならない。

(会費)

- 第13条 この会の運営は、年間費をなしとし、その他の収入をもって充てる。

(規約変更)

- 第14条 この会の規約変更については、総会において決定する。

(協議)

- 第15条 この規約に定めのない事項については、役員会で協議し会長が決定する。

附 則

この規約は、2015年12月 1日から施行する。